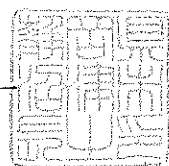


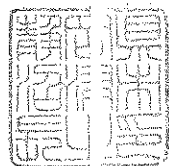
市民がつくる沼津のごみプランの会
代表 鈴木 隆雄 様
新しいごみ処理を考える清水町の会
代表 落合 俊二 様
沼津行政訴訟
原告代表 江本 浩二 様
Zerowaste 沼津
共同代表 太田 真奈 様、浅羽 愛 様

沼津市長 頼 重 秀



要望書について (回答)

令和 6 年 12 月 20 日付け提出がありました貴会からの要望書について、下記のとおり回答いたします。



記

1 質問事項

- (1) 「特定有害物質」は、汚染された廃棄物ではないですか？なぜ汚染廃棄物と言わないのですか？

今回見つかった場所は、香貫山の 2 の洞（ほら）の旧焼却施設の場所です。しかも現在稼働中の焼却炉（3 の洞）の隣接地です。これだけの毒物の発生源は、ごみの焼却施設と考えられます。そして今回のような高濃度の毒物の場合、焼却灰（残渣）が煤塵由来と考えられます。いずれにせよこれらの毒物はごみ焼却炉から排出された廃棄物と考えられます。そうではないですか？しかも人体への影響が考えられると国の基準で定められたレベルを超える汚染廃棄物ではないですか？

- (2) 廃棄物ならば、今回の埋め立ては、廃棄物処理法違反を問われる処理ではないですか？

廃棄物処理法では、廃棄物を埋め立て処分場以外に埋め立てれば、

- ・不法投棄（廃棄物処理法第 16 条）「何人もみだりにごみを捨ててはならない」違反
- ・許可を受けない処分の禁止違反（同法 8 条）違反

となります。

今回汚染廃棄物が埋め立てられていた場所は、沼津市の廃棄物処理施設や関連施設のある所有地であり、また沼津市が管理している場所です。直接は、旧焼却施設の跡地で、しばらく缶の処理施設が設置されていた場所であり、埋め立て処分場ではありません。埋め立て処分場ではない場所に廃棄物を埋めて処分していた以上、不法投棄（同法 16 条違反）となり、また許認可権を持つ県知事の許可を得ず、勝手に埋め立て場に使っていた以上、上記同法 8 条の違反に問われることとなります。

そしてその罰則は、同法第25条の第1項九に該当し、懲役五年以下、もしくは1000万円以下の罰金（法人の場合3億円以下）を科されることになります。

このように廃棄物処理法上は、今回のように、廃棄物を埋め立て処分場ではない土地に埋めれば、不法投棄にあたり、民間事業者による不法投棄を厳しく取り締まる意味を含めて、厳しい法律上の禁止措置と罰則規定が設けられています。当然自治体は、民間業者以上に自らを律し、御して行く必要があると考えますが、この点について、どのように考えるか？お答えください。

- (3) 今回の埋め立て処分が、廃棄物処理法の重要な規定にも違反していることをご存知でしたか？

廃棄物とは、商品流通する有価物に対して、逆有価物と定義され、商品は売却すれば、代価としてお金をもらえますが、逆有価物は、お金を渡さなければ処理できないもののことを言います。そこで土地を売買した時に、その土地の地中から廃棄物が出てくれば、購入した側は、大きな損失を被ることになります。ところが地中に廃棄物が埋め立てられているかどうかは、購入して調査するほかは分かりません。そこで、廃棄物処理法では、たとえ自分の所有地であっても、廃棄物を埋め立ててはいけないことにしています。現在の商品経済社会にとって土地の価値は基本中の基本となり、そのため自らの土地だからと言って廃棄物を埋め立てることは禁止しているのです。

今回の般廃棄物については、「一般廃棄物の・・・処分に関する基準は政令で定める」とあり（同法第六条の二の2）施行令第三条の三で「埋立処分は、次のように行うこと

① 地中にある空間を利用する処分の方法により行ってはならないこと

② 周囲に囲いが設けられ、かつ汚染廃棄物の処分の場所であることが表示されている場所で行う。」

と示しています。

また産業廃棄物についても同法第十二条と施行令第六条に同様の内容が記載され、廃棄物については、地中に埋め立ててはいけないことになっています。

したがって、今回見つかったピットの中に汚染廃棄物を貯留し、その上に土をかぶせて埋め立てていたこと自体が、沼津市が行った違反行為であり、今後も土で埋め立てるなどのもつての外なのです。

廃棄物をそこが誰の土地であろうと地中に埋めていることは、土地の値段を不安定にし、土地の値段が不安定になれば、金融機関などの保有資産を含めて資産の価値が決まらなくなり、商品経済社会が成り立たないことを沼津市は知っていたのでしょうか。

【回答】

新中間処理施設敷地造成工事の進捗に伴い、敷地内のコンクリート舗装を撤去したところ、旧ごみ焼却施設のごみピットが残置されていることが判明しました。

当該ピット内で確認された土砂を搬出するため、「静岡県盛土等の規制に関する条例」に基づき土壌分析調査を実施した結果、基準値を超過する特定有害物質が検出されました。

抽出した土砂の中に廃棄物の混入は確認されず、その性状から「汚染土」とであると判断しており、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）に規定される廃棄物に該当しないものと考えております。

今回確認された「汚染土」は、厚さ1m程度のコンクリート構造物に囲まれており、特定有害物質が飛散・漏出していないものと考えておりますが、周辺住民の皆様にご安心いただくためにも、土壌汚染対策法などの関係法令や環境省のガイドラインに基づき、全量を場外搬出し、無害化処理を行う方針としております。

なお、(2) 及び (3) の質問につきましては、今回確認された「汚染土」は廃掃法に規定される「廃棄物」ではないと考えていることから、回答の必要は無いものと考えております。

2 要望事項

- (1) 沼津市は、廃棄物処理法に違反して廃棄物の埋め立て処分を行い、それを長く隠してきました。その詳細な経緯を謝罪とともに市民はもちろんのこと、なかんずく南中の生徒、PTAなどの関係者や外原区住民など周辺住民に説明をしてください。

【回答】

今回の汚染土の確認については、周辺の本市中瀬町自治会及び外原自治会の住民の皆様には、既に自治会長を通じて周知を行っており、今後、詳細な処理方法等が決定した段階で説明会を開催するなど、適宜情報提供を行ってまいります。

また、清水町の住民の皆様につきましては、清水町担当課と協議してまいります。

- (2) 今回の汚染廃棄物が昭和40年代の古い焼却炉由来のものであれば、現在の焼却炉由来のものよりもはるかに有害物質濃度の高い焼却灰などが、周辺にもばらまかれている可能性があります。周辺環境の調査を行ってください。

【回答】

毎年度、現清掃プラントの排ガスや焼却灰・飛灰のほか、周辺9か所の土壌についてダイオキシン類濃度の測定を行っておりますが、これまで環境基準値を超過しておりません。

今後も継続して周辺環境の調査を行ってまいります。

- (3) 沼津市の今回の不祥事について、清水町や静岡県、環境省に報告し、今後、しかるべき行政処分を潔く受けてください。

【回答】

今回の汚染土の確認については、静岡県や清水町に対し既に報告済みであり、環境省に対しても静岡県を通じ報告を行っております。

引き続き、土壌汚染対策法などの関係法令や環境省のガイドラインに基づき、事務を所管する本市環境政策課や施工業者等と協議しながら、適正に処理を行ってまいります。

なお、環境省や静岡県から指導等があれば適宜対応いたします。

(新中間処理施設整備室)